

社会保障との出会い

高橋 武

1. 戦前のこと

旧満鉄のハルビン駅で構内助役をしていた私は、1939（昭14）年パラチブスで10日ほど入院した。「1日24時間・翌日は明け休み」の繰返しで体調をくずしたらしい。入院は無料、月給制のため減収はなく、病気手当さえ共済組合から支給された。何よりの収穫は病室に持込んだ河合栄治郎『トーマス・ヒル・グリーン^{トマス・ヒル・グリーン}の思想体系』（1930）を熟読できたことだ。当時は社会保障という語はなかったが、その先行型があったことになる。

終戦（1945年）は新京（現・長春）本部運輸局配車課で、文字どおりドンデン返しであった。47年秋に中国政府の留用解除で、一家5人が無一物で引揚船で南風崎^{ハエノサキ}（大村湾）に上陸した。ただ3人の子どもが船内感染のため、われわれは旧海軍病院隔離病棟に1カ月ほど留めおかれた。白衣の看護婦さんたちの仕事振りには苦勞もいやされる思いであった。医療のこの面は全く健全であった。

2. ILO 時代

1950（昭25）年4月、ILO に応募して東京支局に就職できた。その直前の3カ月は失業保険の受給者であった。当時ILO は「社会保障の国際基準（最低基準と高度基準）」設定の活動を始めていた。1952年総会で最低基準条約（第102号）が制定されると（高度基準は後まわし）、日本ILO 協会は末高信教授（早稲田大学）を委員長にして条約内容の検討を始めた。私にはよい勉強の機会になった。特定国の制度にとらわれない点で、国際版の「社会保障入門」だからである。

社会保障の本格的な研究は末高 信（1894-1989）先生を主査とする「社会保障の類型的研究」（厚生科学研究費プロジェクト）に参加できたことが契機となって、10年ほどフランスの社会保障につきあった。国内ではイギリスのベヴァリジ報告（1942年）や米国の1935年社会保障法が主流であったから、フランスは無視に近かった。1928-30年「社会保険法」に始まるフランス体系は、私には全く新鮮であった。例えば長期給付の財源は旧式の積立方式（capitalisation）から賦課方式（répartition）に戦時中に移行してあった。また世界の先端に行く「幹部役職員（Cadres）年金制度」は、私の視野を大きく広げてくれた¹⁾。

しかし私の本命はILO の社会保障研究であった。1955（昭30）年から九州大学での「国際労働法特講」（大学院社会法コース）の集中講義が20年ほど続いた。学位論文「国際社会保障法の研究」（1961年）はその当時のもので²⁾、菊池勇夫教授のご指導の賜物である。

3. この人

そこで私にとって「この人」は菊池勇夫（1898-1975）先生になる。先生は東京大学（仏法）副手

時代に ILO に応募して東京支局 (1924-26)、「社会法研究のため」文部省在外研究員、28年九州大学法文学部助教授 (社会法講座担任)、直ちに「国際労働法特講」を開講された。29年教授、47年法学博士 (論文「社会法の体系について」)、49-52年 (戦後初代の) 学長に選任 (教授兼任) され、50年日本労働法学会 (初代) 代表理事、53年日本学士院会員を務め、62年教授定年退官³⁾。

菊池勇夫先生は1974年、宮中の昭和49年「講書始ノ儀」で「社会立法の進展について」をご進講された。その原稿には ILO 条約にふれた一節があった。翌75年7月16日、先生は福岡のお宅で帰らぬ人になられた (享年77歳)。この「寛容の人」 (親友の芹沢光治良さんの評) は、葬儀も告別式もお許しにならなかった。弟子たち一同が喜寿 (75.6.21) を迎えた先生に最後にお会いできたのは、6月28日の社会法研究会 (於九州大学) であった。その年4月に北九州大学 (教授) に赴任した私も参加できた。天の采配か。

先生の「ついのすみか」は古小鳥^{フルコガラス}の借家であった。枯淡の境地であられたのかも知れない。しかし大柄で柔和な顔立ちの先生はもともと王者の風格をそなえておられた! 「この人」こそ ILO の先輩で、また恩師でもあった。

4. この一冊

ISSA (国際社会保障協会) の *Human Ageing and Retirement*, by M.A. Rhee, 1974, 287pp. をあげたい。著者は ILO 職員、資金不足のためかタイプ版なのは残念。私にとって老齡問題のバイブル的存在である。第9章「機能年齢」は若き日のカント (1724-1804) の引用で始まる。

「もしあなたが或るものを古いと呼ぶべきか、極めて古いと呼ぶべきか、それとも今でも若いと呼ぶべきかを知り度いと思えば、あなたはそれがどれほど永く存在してきたか [つまり過去] をたずねるのではなしに、今までどおり長持ちしそうな時間 [つまり未来] に関連させて、[それを] いうべきである。この種の創造物について高年齢と呼ぶことができる時間の長さも、他のものにとってはそうではないのである」 (p. 236)。青年カント (1746) はさすがである。

【追記】最後に我がままをお許し願いたい。私の書棚に引揚げの際かろうじて持ち帰った八杉貞利『露和辞典』(1935, 岩波書店) の初版本がある。八杉貞利 (1876-1966) 先生は津和野出身 (ただし東京生まれ) で、私の母校「東京外国語学校」の露語部主任教授であった。私は4年間 (1933-37)、教えを受けた。たまたま昨春から、いわば姉妹校の『神田外語大学』で国際機関論を非常勤で担当していることもあって、「この人」の「この一冊」に言及したくなった。何しろ戦前からの恩師だからである。

注

- 1) 末高 信編, 1955『各国の社会保障』第III巻に所収の高橋 武「フランス」pp. 129-333, 一粒社
藤林敬三編, 1956『退職金と年金制度』第3章「年金制度の世界的傾向」pp. 65-120, ダイアモンド社
- 2) 高橋 武, 1968『国際社会保障法の研究』XI 576 pp., 至誠堂
- 3) 『菊池教授退官記念 業績目録集』(九州大学) 社会法研究会, 昭和37年4月による。著書に菊池勇夫, 1970『社会保障法の形成』278+4 pp., 有斐閣

(たかはし・たけし 元 ILO 東京支局次長, 元鹿児島経済大学教授)